第一部 ❖ 身心変容技法と霊的暴力

宗教・スピリチュアリティの諸合法 のからみ合い

津城寛文

筑波大学大学院国際日本研究専攻教授/宗教学·神道行法研究

はじめに

盾するのが通則であり、そのからみ合いが、事件化 界的紛争、社会的事件、市民社会での不法行為、迷 やすい。ところが、それぞれの「法」の射程に収ま 事件化するのは、誰の目にも見えやすく、事後にそ 元とその事件化を、「合法(則)性」という基準で並 本稿が目指すのは、このような分離しがちな(しか の隠れた一因になっていることも予感されている。 まだ確立していない。さまざまな「法」は互いに矛 元の事件化を、多元的かつ統合的に研究する視点は 判的な研究は、すでに夥しい。しかし、それら諸次 惑行為に対して、宗教学を含む諸学による分析的、批 ルが、さまざまな領域で観察されている。それら、世 べ、それらの位置関係を明らかにすることである。 し分離しきれない)宗教・スピリチュアリティの諸次 宗教・スピリチュアリティの関わる事件、トラブ 「法」体系に従って処理されるプロセスもわかり 「法」の内部で、 あれこれの条項が侵犯されて

される。といりの要素がかならずあって、無視できないほかない別の要素がかならずあって、宗教・スピリンで、家教・スピリンで、家教・スピリンで、家教・スピリンで、宗教・スピリンで、のでは、他の「法」を考慮せざるを得される。

は「合法性」で代表し、煩雑を避ける。 スピリチュアリティ」は「宗教」、「合法(則)性. なお、とくに強調する必要がない場合は、「宗教

1 それぞれの「法」の射程

ぎのような四つの領域に焦点がある。「社会」における出来事を指す日常語であるため、つ「社会」における出来事を指す日常語であるため、つ

民生活が破壊されている。極端に解釈された宗教的闘的原理主義により、人類的な文化遺産や無辜の市間、地域間その他の集団間の宗教対立、宗教戦争、戦一つめ、世界規模、国際規模のものとして、国家

典型である。価値と衝突するIS(「イスラム国」)の事例は、この価値と衝突するIS(「イスラム国」)の事例は、この活後にあるヨーロッパ・キリスト教的な諸語彙を中心に据えて、「人道」的、「近代」的な諸価

による諸宗教の弾圧がしばしば起こる。「思想、信条、 信仰の自由」という基本的権利は、権力によってし ばしば侵害される。逆に、急進的「宗教」による武 力(軍隊、警察、ゲリラ、テロ)を動員した「革命」 がある。定義上、「革命」は、現(旧)体制の持つ実 定「法」(国家転覆罪など)に触れるが、実定法がか をり統制的なものであり、かつ非武装の大衆による なり統制的なものであり、かつ非武装の大衆による なり統制的なものであり、かつ非武装の大衆による は、近には、 は、現(旧)体制の持つ実 をり統制的なものであり、かつ非武装の大衆による なり統制的なものであり、かつ非武装の大衆による なり統制的なものであり、かつ非武装の大衆による は、性が確保されていることが多い。

司法の介入を阻むことがある。
司法の介入を阻むことがある。
でも、加害者側は「信教の自由」を理由に、警察や種類や度合いによっては、刑法に触れる性格があっても、加害者側は「信教の自由」を理由に、警察や正も、加害者側は「信教の自由」を理由に、警察や正も、加害者側は「信教の自由」を理由に、警察や正さいる。

事態が深刻化した時点で、はじめて「事件」 件未満か、あるいはスレスレのため表面化しにくく めには、社会領域の区分けとは別の、 深刻な被害の現場(内面)が死角に入ってしまう。内 が改めて浮上する。 き込んでいる。「ハラスメント」は、 マ設定が必要になる。 このように区分けするだけでも、「合法」という場 の事件現場に適切に対応し、被害者をケアするた 何の「法」に対して合致するのか、という問題 その場合、「社会」事件としてだけ観察すると、 非組織的なサブカルチャーにおける不法行 私的領域におけるものとして、 外面よりも内面において深刻なことが ハラスメントが、 また三つめと四つめの領域で起 随所で生活者を巻 定義上、 効果的なテー 化する。

近いとはいえ超人間的 (super-human) な歴史法則が principle)とは遠いレベルの自然法則があり、人間に である。 れらのことは、 外面と内面を射程に入れており、 ある極微レベル)が前景化する。何よりも、身心論は そのような極大レベル(それと「反対の一致」関係に ざまなものが考えられる。さらに、人間原理(anthropic 持つ「良心」といった内心の「法」等々まで、さま 慣習法、大小集団の私的取り決め、それぞれの人が なものから、大小、善悪の「実定法」、地域や時代の 「永遠の法」「天道」「人道」などと表現される理念的 事典レベルで考えただけでも、 、複眼的な視野を組み込んでいるからである。こ とくに身心論というテーマ設定をすることで、 従来あまり強調されなかったポイント 諸宗教学においてもちろん自覚され テーマ設定そのも 「法」 は 「自然法

2 身心論それぞれの固有問題と

身心論は、狭くは人間の「肉体と精神」の関係を問い、抽象的には「物質と精神」、大きなスケールで全体より一〇の何乗分の一の規模では、ガイアという地球生命体の身心論があり、さらに一〇の数乗分の一の規模では、国家という政治体とその精神といった政治的身心論もある。少なくとも明らかなのは、身心問題にも、スケールを異にする諸次元があると身心問題にも、スケールを異にする諸次元があるとり心論は、狭くは人間の「肉体と精神」の関係を

のか?」と問いかけている。
スケールに対して、どのような物理学があてはまるスケールの時空間の中で、人間が占めている位置を、スケールに対して、どのような物理学があてはまるのか?」と問いかけている。

神秘思想と量子物理学の先端的な話題はもちろん、 その他の特定スケールの先端的な話題も、私の能力 を超えている。私が試みたいのは、種々の異なるス ケールを区別して浮き彫りする作業である。規模が ケールを区別して浮き彫りする作業である。規模が 異なる対象には、適合すべき尺度が異なってきて、諸 要なる対象には、適合すべき尺度が異なってきて、諸 が忘れられがちなため、そのような知的逸脱やあら が忘れられがちなため、そのような知的逸脱やあら ゆる非合法的な錯誤が起こる。

レベル(あるいはバイオ・レベル)の身心論と呼ぼう。身心相関などがキーワードとなる。これをグロス・理的身体の関係をめぐるもので、身体技法、身体知、中間的な意味での身心論は、物理的、生理的、心

論と呼ぼう。

論と呼ぼう。

かりの中間地点から、心理的身体のほうに焦点を移
この中間地点から、心理的身体のほうに焦点を移
この中間地点から、心理的身体のほうに焦点を移

これをマス・レベル(あるいはマクロ・レベル)の身 さくは家族という共同体、 心論によって扱われている。 学、 問題となる次元は、 うに焦点を移していくと、 心論と呼ぼう。 大きくは政体、文化圏、グローバル社会まで広がる 逆に、スケールをやや大きくして、 組織社会学、 社会運動論など、いわば社会的身 群衆(マス)心理学、 地域共同体、 人間関係の倫理・道徳が 対象となる「身」は、小 人間集団の 自治体から、 社会心理

人間集団の規模ではなく、環境レベルのスケール人間集団の規模ではなく、環境レベルのスケールとは、上に関連が、環境倫理、生態学の観点から論じられている。これをエコ・レベル(あるいはプラネタリ・レベル)の身心論と呼ぼう。

量子論と宇宙論は、「反対の一致」といわれるよう に、極微と極大は議論が似てくる。「物質と精神」と いった二分法以前の根源的原理が要請され、極微と 極大の統一的な記述が目指される。伝統的な神秘思 想では、「無」その他の極限的無限的用語で語られて きたレベルであり、これをミニマム・マクシマム・ きたレベル(あるいはインフィニット・レベル)の身心論 と呼ぼう。

うか、と設問することで、身心論の合法性の射程をれが従うべき「法」は何か、それらはどうからみ合これら各レベルの身心論を整理、配列し、それぞ

見積もる準備を整えたい。

細かい作業は次回の課題として、今回の覚書では、細かい作業は次回の課題として、今回の覚書では、細かい作業は次回の課題として、今回の覚書では、細かい作業は次回の課題として、今回の覚書では、細かい作業は次回の課題として、今回の覚書では、

めの知見が期待されている領域である。とれている領域である。をおポピュラーな実践と研究の領域で、体験的、哲学的、自然科学的な成果が蓄積され、共有され、生産的、自然科学的な成果が蓄積され、共有され、生産的でもあり、具体的な身体技法、精神技法の効果をセスで報告される「暴力」「症状」の抑制、防止のたせスで報告される「暴力」「症状」の抑制、防止のたせスで報告される「暴力」「症状」の抑制、防止のたせ、大口、いる領域である。

告されている、通常能力を超えた超常能力や現象を告されている、通常能力を超えた超常能力や現象を告されている、通常能力を超えた超常能力や現象をきい。「問題化する(problemaric polemical)」とされるきい。「問題化する(problemaric polemical)」とされるきい。「問題化する(problemaric polemical)」とされるきが。「一種を表しているをい。「問題化する(problemaric polemical)」とされるきが。「一種を表して、超心理学が足踏みをしているきが。「一種であるが、(自然)科学的な扱いを遠い将来に「「「一種であるが、(自然)、「一種である。」として、世界観、生命観その他の話題に関する神学的、神話的暴力が考えられる。

性のからみ合い」というテーマ設定が、ここで最も 部)とせめぎ合うほどからみ合っているので、「合法 的 効果的になる。 れの限定された境界を持ち、つねに外部(上部、 法性を問われる。かつ、集団もその精神も、それぞ 集団にとって拘束力を持ち、成員の身心の行いは合 前提となる。自覚化、明文化された「法」は、その 私の関心からは、それぞれの集団レベルの「法」の 用語で「団体精神 (esprit de corps)」と言われるものは、 があり、それぞれの持つ「精神」がある。一般的な る。大小の人間集団の持つ、固有の人間関係の力学 あり、前節であげた四領域の研究にそのまま接続す !身心論と言い換えられるように、社会学と密接で マス・レベル(マクロ・レベル)の身心論は、 社会 下

2

展望

理することで、 チュアリティの合法性」を、射程を最大限にして整 献になるのではないだろうか。この覚書を出発点と ゆけば、社会に対しても、 また身心両面にわたるさまざまな弊害が最小化して に提示することで、 の調和に、 くる。宗教・スピリチュアリティが、個人の生活と社会 場として描き直すことで、宗教史の新たな情景が見えて 教・スピリチュアリティの合法性」を問いかける現 という通則があるからである。 適切な問いかけそのものが、よい答えを引き寄せる される。これはただ安易に楽観しているのではなく それぞれの領域の研究は夥しいが、「宗教・スピリ よい機能を果たすような指標を、 基盤理論の構築、 公的領域から私的領域にわたる 個人に対しても、よい貢 広大な領域を、 整備、 洗練が期待 大まか

して、次年度以降の作業を進めたい。

1 注

この両者を含む意味を込めたものである。「歴史における法則と自由」冒頭参照。「合法性」とはおもに人間原理に関する語彙であり、人間から遠はおもに人間原理に関する語彙であり、人間から遠はおもに人間原理に関する語彙であり、人間から遠における法則と自由」冒頭参照。「合法性」とアーノルド・トインビー『歴史の研究』第一一編アーノルド・トインビー『歴史の研究』第一一編

学 —— 超実在論に向かって』新評論、一九九二年。 学 —— 超実在論に向かって』新評論、一九九二年。

3